

171-0022

東京都豊島区南池袋2丁目26番4号
南池袋平成ビル9階

ランドマーク税理士法人池袋駅前事務所
税理士 [redacted] 様

練東法第 [redacted] 号

令和 6 年 5 月 16 日

練馬東 税務署長
財務事務官

[redacted] 聡



意見聴取結果についてのお知らせ

税務行政につきましては、日ごろからご協力いただきありがとうございます。

さて、下記の納税者の申告書に添付された税理士法第33条の2第1項又は第2項に規定する書面に記載された事項に関し、あなた（貴法人）に税理士法第35条第1項の規定による意見聴取を行った結果、当該納税者に係る申告（法人税、地方法人税）について、特に問題とすべき事項は認められず、現在までのところ調査は行わないこととしましたので、お知らせします。

なお、後日、申告内容について新たな疑問等が生じた場合には、調査を行うこともありますので、その際には改めてご協力をお願いいたします。

記

納税者名

[redacted]

納税地

[redacted]

担当者

[redacted]

電話 03 - 6371 - [redacted]

内線 ([redacted])